

平成24年1月
警察庁交通局運転免許課

東日本大震災に伴う運転免許証の有効期間の満了日の延長措置を受けた
方の特定失効手続期間について

- 平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴い、運転免許証の有効期間を始めとする被災者の運転免許行政上の各種権利利益の存続期間については、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）に基づく措置として、平成23年3月11日から8月30日までの間にその満了日を迎える場合にあっては、同年8月31日まで延長する措置を講じました。
- これにより、運転免許証の有効期間の延長措置を受けた方で、同年8月31日までに運転免許証の更新を受けなかった方については、平成24年2月29日までは、特定失効者として、運転免許の再取得に当たって、学科試験と技能試験が免除されますので、お早めの手続をお願いします。
- なお、県外に避難されている被災者についても同様の措置を受けることができます。
- また、海外旅行、病気・負傷などの理由により、平成23年8月31日までに免許証の更新をしなかった被災者につきましては、再取得であっても、運転免許の経歴が継続していたものとみなされます。
- なお、このように試験免除の特例措置を受けることができる方であっても、再取得するまでの間、運転免許は失効しているため、自動車等の運転をすることはできないことに御注意ください。
- 運転免許の再取得に当たり必要な手続や書類その他ご不明な点については、最寄りの警察署又は運転免許試験場等へお問い合わせください。